

本宮市自主的財政健全化計画



福島県本宮市

平成20年3月

本宮市自主的財政健全化計画 目次

本宮市自主的財政健全化計画の策定にあたって	1
1 財政健全化計画の策定方針	2
(1) 策定の趣旨	2
(2) 計画期間	2
2 本宮市の財政の現状	3
(1) 歳入	4
(2) 歳出	5
(3) 地方債（市債）及び債務負担行為残高	6
(4) 積立金（基金）残高	7
(5) 公債費比率と実質公債費比率	8
3 財政健全化計画の重点目標	9
(1) 住民サービスの維持向上と産業の振興	9
(2) 借入金の適正額までの早期低減	11
(3) 「基本計画事業」等の計画的実施	12
4 財政健全化のための具体的な取り組み内容	14
(1) 歳入の部	14
① 税収の確保	14
② 遊休市有財産の処分	14
③ その他の収入の確保	14
(2) 歳出の部	14
① 人件費の抑制	14
② 物件費の削減	15
③ 事業の見直し	15

(3)	特別会計の財政健全化	16
①	国民健康保険特別会計	16
②	後期高齢者医療特別会計	16
③	介護保険特別会計	16
④	公共下水道事業特別会計	16
⑤	農業集落排水事業特別会計	16
⑥	工業用地造成事業特別会計	17
⑦	工業用地資産運用事業特別会計	17
⑧	住宅団地造成事業特別会計	17
⑨	水道事業会計	17

5 計画実施による財政の推移 18

(1)	歳入の推移	18
(2)	歳出の推移	20
(3)	形式収支の推移	22
(4)	推計の試算条件	23
(5)	地方債（市債）及び債務負担行為残高の推移	26
(6)	積立金（基金）残高の推移	27
(7)	標準財政規模と財政力指数の推移	28
(8)	公債費比率と実質公債費比率の推移	29
(9)	市民一人あたりの換算額の推移	30
(10)	財政健全化法における4指標の見通し	33

【用語一覧】 34

《空白ページ》

本宮市自主的財政健全化計画の策定にあたって

自治体を取り巻く環境は、地方分権の大きなうねりの中にあって、一層の創意工夫が求められ、「自己決定」「自己責任」による地域間競争の時代に入ってきました。

高度成長期やバブル期のような右肩上がりの時代は終焉を迎え、景気は緩やかな回復基調にあるというものの実感はなく、全体としては低迷を続けています。

また、少子高齢社会が進み、高度情報社会の到来など社会情勢も大きく変化する一方で、廃棄物対策や地球温暖化に代表される環境問題など新たな課題も多く、市民のライフスタイルや価値観も複雑・多様化しています。

このような中、平成19年1月1日、より強固な自治の基盤を創るため「水と緑と心が結びあう未来に輝くまちづくり」を将来像に掲げ本宮市が誕生しました。

しかし、合併により様々な課題が解決された訳ではありません。財政的にも厳しい状況は当面続くことが予想されます。

いかにして自立した自治体を確立していくかが大きな課題であり、市民の皆さんに、低コストで、出来る限り良質な行政サービスを継続的に提供していけるかが求められています。

また、本宮市が直面していた大きな課題のひとつに、工業等団地借入金の償還がありました。県からの30億円の支援を受けることにより、25年間にわたる長期返済の見通しとなりました。

このような状況を踏まえ、借入金の適正額までの早期低減という財政問題に対応し、持続可能な自治体を確立するため、この度、「本宮市自主的財政健全化計画」を策定いたしました。

今後は、新たな価値の創造、住んで良かったと思えるまちづくりのため、市民、議会、行政が一体となって、本計画を一步一步着実に実践し、この難局を乗り越えていきたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

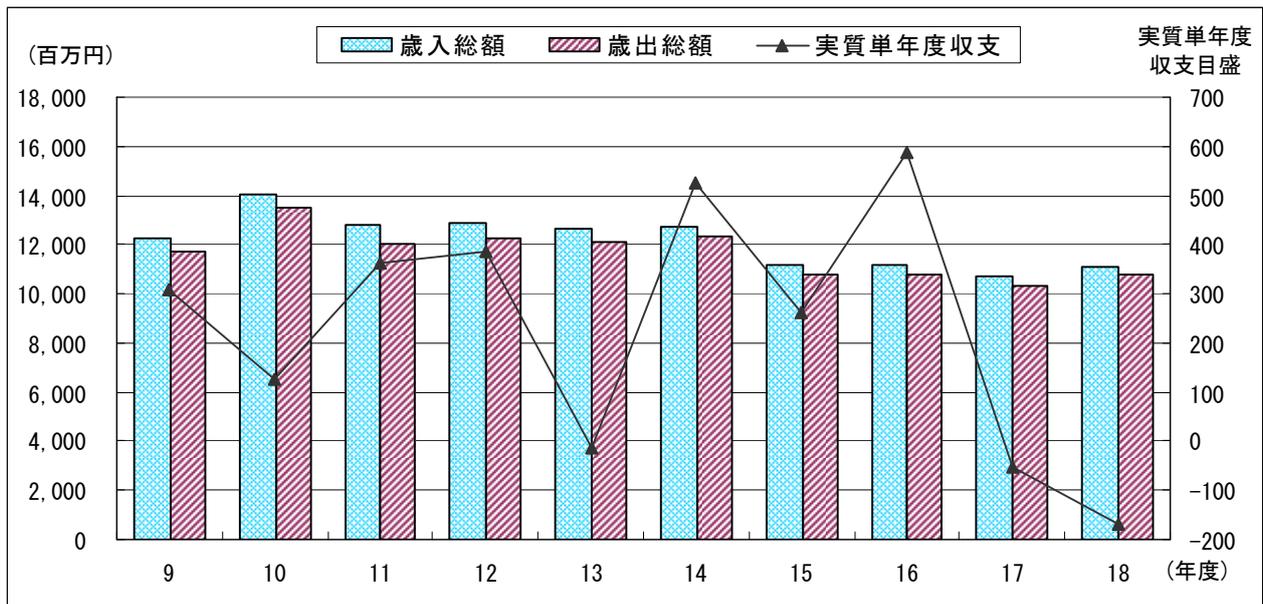
平成20年3月

本宮市長 佐藤 嘉重

2. 本宮市の財政の現状

普通会計※1の歳入・歳出ともに総額は、緩やかな減少傾向にあり、財政規模は少しずつ縮小しています。実質単年度収支※2は、平成16年度までは概ねプラスになっていましたが、平成17年度以降マイナスが続いています。この主な要因は、平成17年度が福祉制度の改正に伴う経費の増、平成18年度が合併準備経費の増によるものです。

《歳入・歳出総額と実質単年度収支の推移》



[単位：百万円]

区分 \ 年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
歳入総額	12,257	14,053	12,818	12,870	12,629	12,755	11,159	11,194	10,691	11,121
歳出総額	11,694	13,496	12,030	12,224	12,082	12,348	10,787	10,787	10,312	10,799
実質単年度収支	307	124	361	387	▲15	527	261	589	▲53	▲169

※ 本宮市は平成19年1月1日の合併により誕生した市であるため、平成17年度までの決算額は、旧本宮町・旧白沢村の決算額をあわせたもの、平成18年度は、旧本宮町・旧白沢村・本宮市の決算額をあわせたものになっています。

[語句の説明]

※1 普通会計：一定の基準で会計を区分しなおしたものを普通会計という。自治体によって異なるが主に一般会計が含まれる。

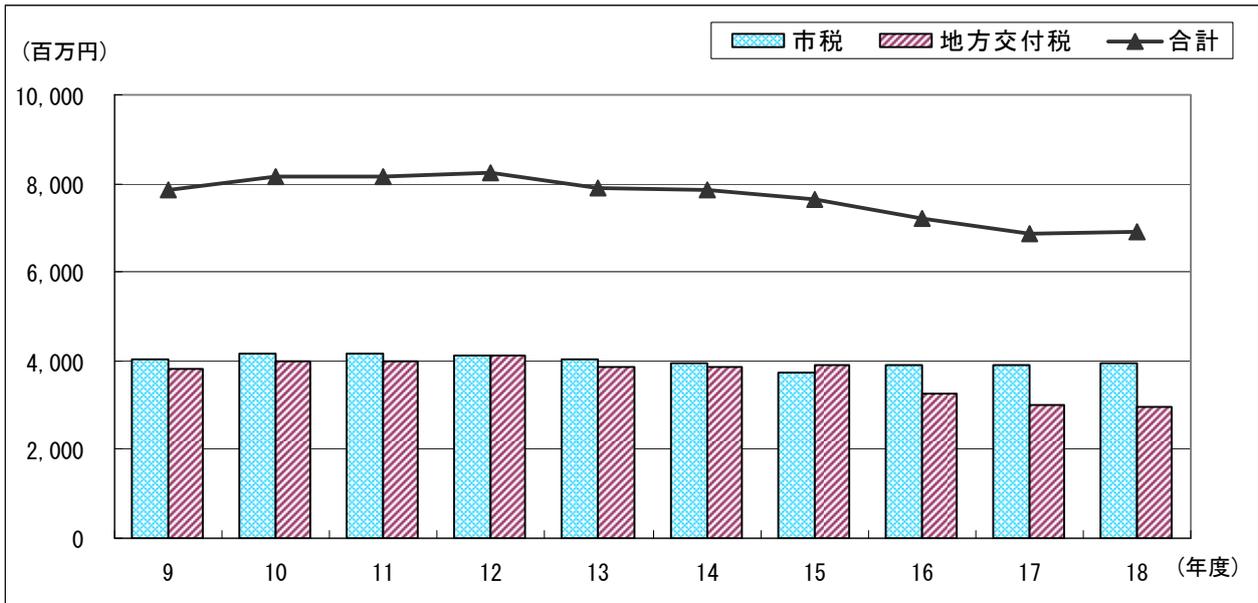
※2 実質単年度収支：単年度収支（当該年度のみの実質的な収入と支出との差額）に当該年度に措置された黒字要素（財政調整基金積立額、地方債繰上償還額）、赤字要素（財政調整基金取崩額）を加味したもの。

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額}$$

(1) 歳入

普通会計の歳入の大きな割合を占める市税と地方交付税※1（臨時財政対策債※2を含む）の収入額の推移をみると、平成12年度以降減少しています。市税は概ね40億円前後と大きな変動はありませんが、地方交付税（臨時財政対策債を含む）は、最も多い平成12年度には41億円であったのに対し、平成18年度には、約12億円減の29億円になっています。そのことが歳入減少の大きな要因となっています。

《市税・地方交付税（臨時財政対策債を含む）の収入額の推移》



[単位：百万円]

区分 \ 年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
市税収入額	4,055	4,162	4,147	4,107	4,048	3,957	3,740	3,919	3,890	3,951
地方交付税額	3,820	3,974	4,010	4,126	3,855	3,882	3,904	3,275	2,991	2,942
内 臨時財対債	--	--	--	--	199	398	856	595	461	417
合計	7,875	8,136	8,157	8,233	7,903	7,839	7,644	7,194	6,881	6,893

[語句の説明]

※1 地方交付税：地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、いずれも国税を財源として交付される税金。特別交付税は、その名のとおり災害等特別な事情がかかることになった経費の財源として国から支給されるのに対し、普通交付税は、通常的な自治体の運営に必要な経費を、地方税等の収入で賄えないときに国から財源保障のために交付される税金。

※2 臨時財政対策債：国が策定する地方財政計画の財源不足に対応するため借り入れできる特別な地方債で、普通交付税の肩代わりとしての性格を持つものである。

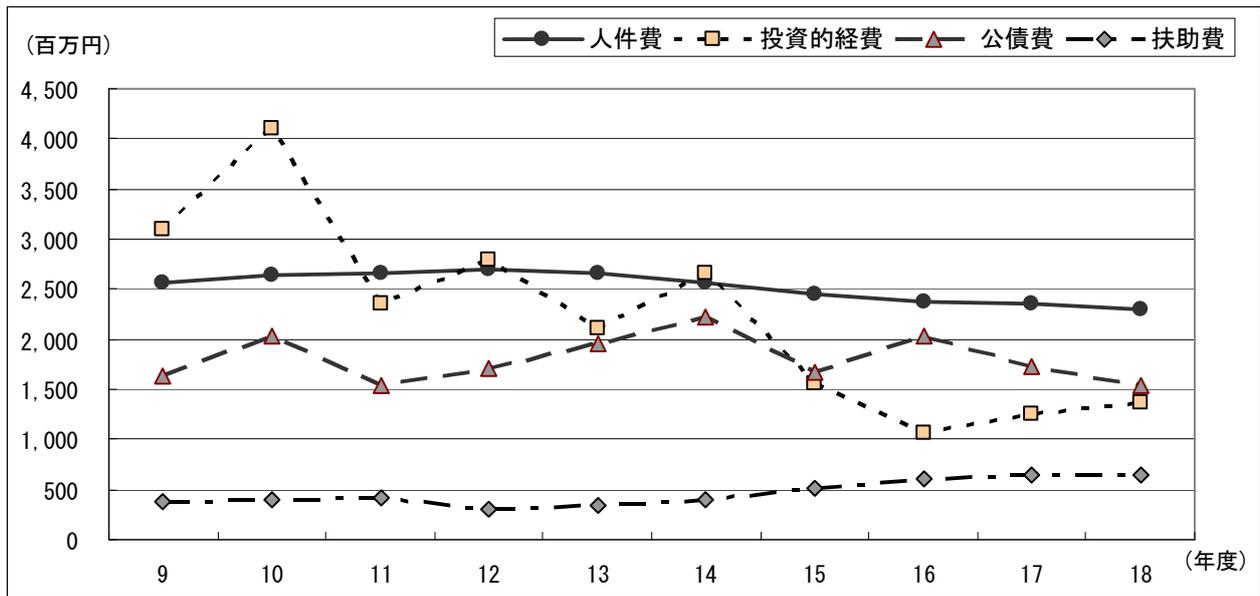
(2) 歳 出

普通会計の歳出総額は徐々に減少しており、主な性質別の歳出も概ね減少傾向にあります。最も大きく変動しているのは投資的経費※1であり、災害の発生等により年度による変動はあるものの、平成18年度には15億円弱にまで減少しています。

一方、扶助費※2は、急激な変動はないものの、国の制度改正等に伴い確実に増加しています。

歳出総額に占める扶助費、人件費、公債費※3といった義務的経費※4の割合が高くなっており、義務的経費の増加は、財政硬直化の要因となります。

≪主な性質別支出額の推移≫



[単位：百万円]

区分 \ 年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
人 件 費	2,571	2,637	2,664	2,690	2,664	2,562	2,449	2,372	2,361	2,306
投資的経費	3,093	4,103	2,360	2,790	2,104	2,654	1,561	1,065	1,255	1,410
公 債 費	1,637	2,032	1,539	1,701	1,948	2,228	1,671	2,036	1,721	1,543
扶 助 費	376	397	422	297	342	404	512	612	640	646

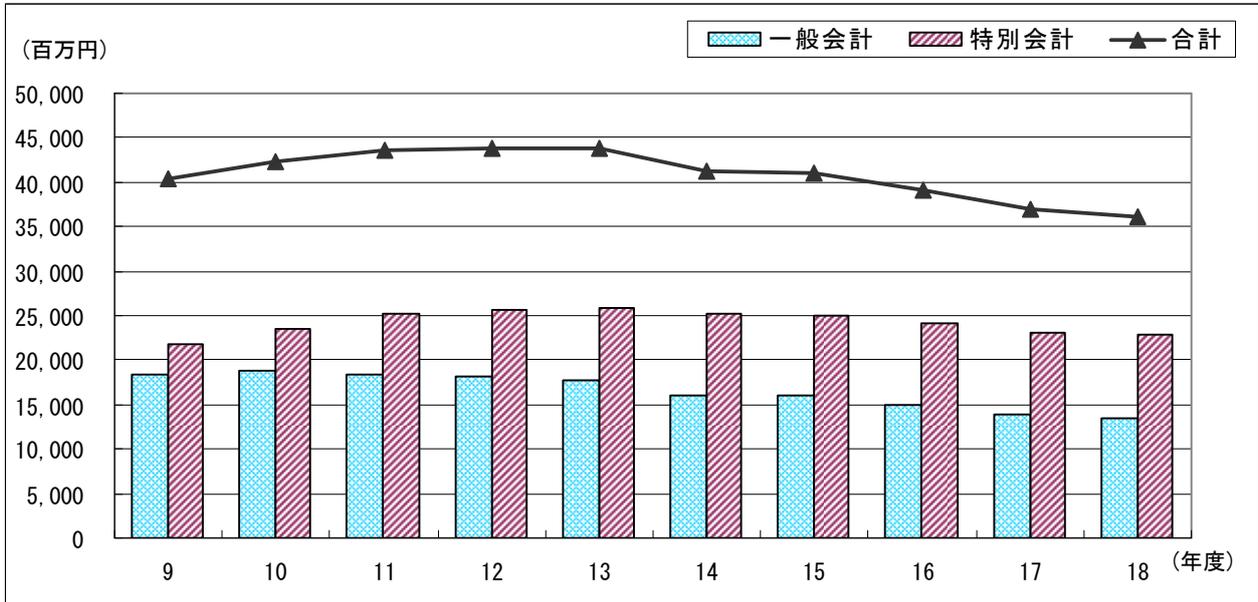
[語句の説明]

- ※1 投資的経費：道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことである。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されている。
- ※2 扶 助 費：生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、法令外で支給する給付金など。
- ※3 公 債 費：市町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額をいう。公債費の償還には地方税や使用料収入等が充当されるが、中には国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もある。
- ※4 義務的経費：法令やその性質により、支出が義務付けられている人件費、扶助費、公債費。

(3) 地方債（市債）及び債務負担行為の残高

地方債※1と債務負担行為※2の残高は、普通会計、特別会計※3ともに減少傾向にあります。これは、旧両町村とも新たな起債や債務負担行為を抑制した財政運営を行ってきたことによるものです。

《地方債（市債）及び債務負担行為残高の推移》



[単位：百万円]

区分	年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
普通会計	普通会計	18,438	18,820	18,443	18,142	17,818	16,030	16,110	14,852	13,953	13,358
	地方債現在高	15,430	15,817	15,452	15,044	14,333	13,503	13,295	12,545	11,935	11,370
	債務負担行為額	3,008	3,003	2,991	3,098	3,485	2,527	2,815	2,307	2,018	1,988
特別会計	特別会計	21,884	23,546	25,237	25,667	25,897	25,315	25,021	24,247	23,066	22,812
	地方債現在高	10,756	12,035	12,422	12,872	12,877	12,598	12,320	11,864	11,332	11,012
	債務負担行為額	11,128	11,511	12,815	12,795	13,020	12,717	12,701	12,383	11,734	11,800
合計	合計	40,322	42,366	43,680	43,809	43,715	41,345	41,131	39,099	37,019	36,170

※上記表の金額は、地方債においては元金、債務負担行為においては元利金となっています。

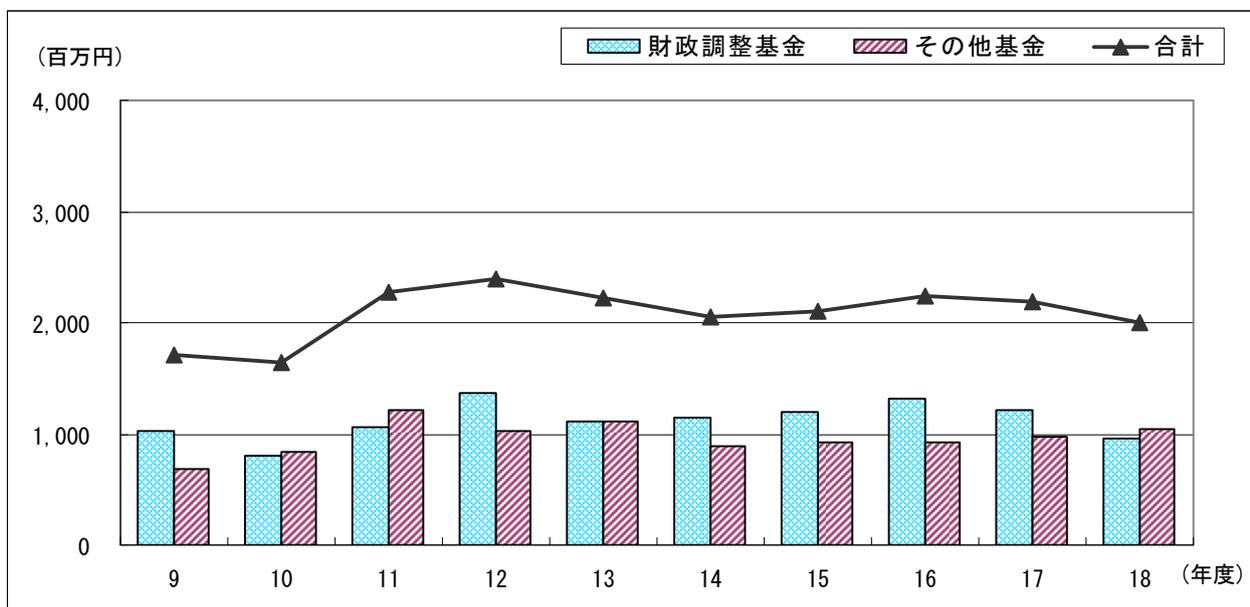
[語句の説明]

- ※1 地方債：市町村が行う長期の借入金で、政府や公営企業金融公庫、または銀行など民間資金から借入を行い、生活関連施設の整備や都市基盤、教育・文化施設の建設のための財源とされる。
- ※2 債務負担行為：履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつ。また、債務負担行為は、事業、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要がある。
- ※3 特別会計：一般会計に対するもので、特定の事業を行う場合や、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する場合に設置する会計である。工業用地造成事業特別会計や国民健康保険特別会計、水道事業会計などがこれにあたる。

(4) 積立金（基金）残高

普通会計の積立金※1（基金）の残高は、概ね20億円程度を維持していますが、平成16年度以降減少傾向にあります。平成18年度の財政調整基金※2の減少は合併準備の経費に充てるための取り崩しを行ったためです。

《積立金残高の推移》



[単位：百万円]

区分 \ 年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
財政調整基金	1,026	802	1,056	1,370	1,111	1,147	1,189	1,317	1,213	965
その他基金	677	842	1,218	1,023	1,107	896	919	926	969	1,035
合計	1,703	1,644	2,274	2,393	2,218	2,043	2,109	2,243	2,182	2,000

※ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

[語句の説明]

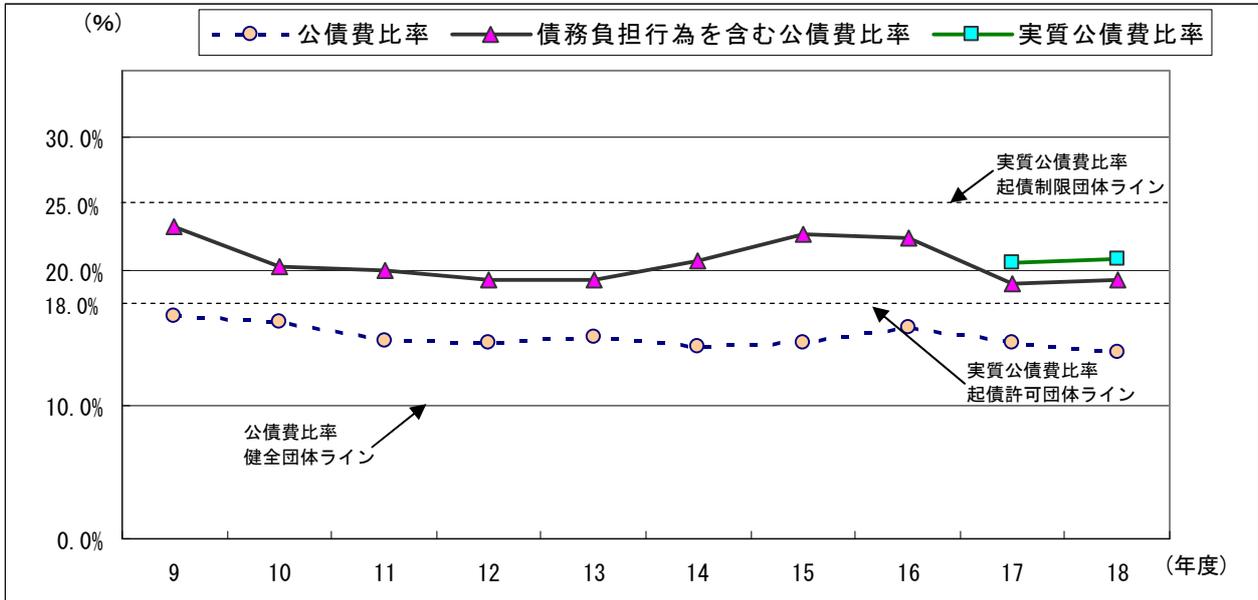
※1 積立金：計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは基金として管理される。

※2 財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものである。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっている。

(5) 公債費比率と実質公債費比率

公債費比率については、一定規模の事業を実施してきたため、健全団体ライン（10%）を上回っています。実質公債費比率は、起債制限団体のラインを超えないものの起債許可団体の範囲にあります。

《公債費比率・債務負担行為を含む公債費比率・実質公債費比率の推移》



区分	年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
公債費比率		16.7%	16.2%	14.8%	14.7%	15.1%	14.4%	14.7%	15.8%	14.7%	14.0%
債務負担行為を含む公債費比率		23.4%	20.3%	20.1%	19.3%	19.4%	20.8%	22.7%	22.5%	19.0%	19.4%
実質公債費比率		--	--	--	--	--	--	--	--	20.7%	20.9%

※上記表の比率は、旧本宮町と旧白沢村の地方財政状況調査のデータを合算して算出しています。

[語句の説明]

- ※1 公債費比率：市町村における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合をいう。
- ※2 実質公債費比率：平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された指標。（詳しくは、巻末の用語一覧を参照）

◆◆◆旧町村の財政健全化に対する取り組み◆◆◆

旧本宮町においては、平成14年度から平成16年度まで、「本宮町財政構造改革プログラム」として、議員報酬や職員給与の減額、委託業務の直営化、各種補助金の見直しなど経費の節減に取り組みました。

また、旧白沢村においても、「白沢村行財政改革大綱」を策定し、平成17年度から平成19年度までの3年間、使用料や手数料の見直し等による自主財源の確保、大型事業や補助金の見直し等による歳出の縮減を図り効率的な財政運営に努めてきました。

3. 財政健全化計画の重点目標

本計画を策定するにあたり、次の3項目の実現を重点目標とします。

- 住民サービスの維持向上と産業の振興
- 借入金の適正額までの早期低減
- 「基本計画事業」等の計画的実施

(1) 住民サービスの維持向上と産業の振興

住民サービスの維持向上と農業・商工業の振興を図るため、平成20年度において次の事業を新規に実施、拡充するとともに後年度においても継続的に実施することを計画に盛り込んでいます。

《主な事業と内容》

[単位：百万円]

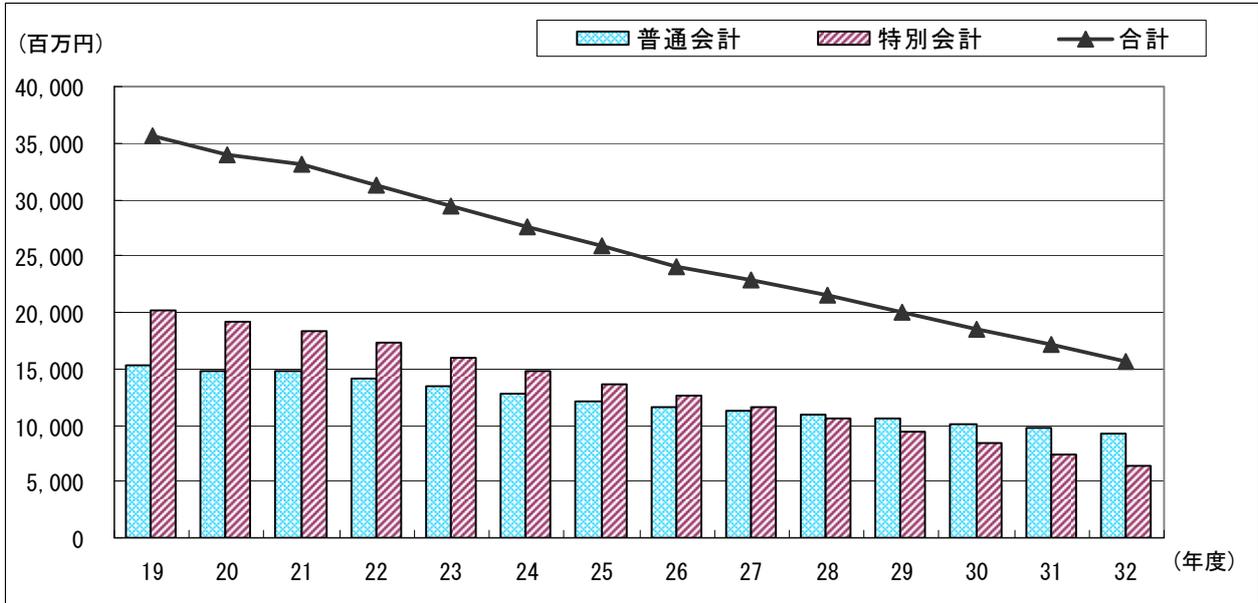
分野	事務事業		平成20年度
	事業名	事業内容	予算額
子育て支援事業			
	子育て支援活動助成事業 《新規》	子ども基金（新設）を活用し、子育て支援の活動団体に助成する。	2
	放課後児童健全育成事業 《拡充》	長期休業期間を含む受け入れ対象児童枠の拡大を行う。	39
	延長保育事業《拡充》	市内3保育所で行っている保育時間の延長を第四保育所においても新規に実施する。	18
	妊産婦健康管理事業 《拡充》	妊婦健診の公費負担拡充として、全妊婦の15回以内の健診を無料とし、子宮頸がん検診を追加する。	22
	つどいの広場事業 《新規》	乳幼児をもつ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、問題解決の糸口となる居場所を提供する。	2
	予防接種事業《拡充》	麻しん風しん混合の予防接種の定期接種対象を中学1年生・高校3年生に拡大する。	27
	スクールソーシャルワーカー活用事業《新規》	教育支援専門員を配置し、子どもの深刻な問題行動や虐待、育児放棄及び経済的な困窮など、実態を把握し、相談、助言など問題解決を図る。	5
	放課後子ども教室推進事業 《拡充》	白沢地区に設置されている遊友クラブを本宮地区4小学校区にも設置する。	2

分野	事務事業		平成20年度 予算額
	事業名	事業内容	
高齢者福祉事業			
	ふれあいプラザ等入浴料の軽減<<新規>>	入浴料を60歳以上100円に、小学生以下無料とする。	1
	高齢者健康診査の公費負担<<新規>>	70歳以上の高齢者健康診査にかかる自己負担を全額公費負担する。	2
産業振興事業			
	農村振興補助事業	農業振興事業交付金の創設（基金事業）<<新規>>	2
		農地・水・環境保全向上対策負担金事業<<拡充>>	6
	畜産振興事業	強い農業づくり交付金事業<<新規>>	2
	商工振興事業	商工振興事業支援交付金の拡充（基金事業）	2
頑張る市民応援事業			
	各種基金の創設	子ども基金<<新規>>	10
		農業振興基金<<新規>>	10
		商工振興基金（運用見直し）<<拡充>>	10

(2) 借入金の適正額までの早期低減

本市の借入金は、平成19年度末で約356億円となる見込ですが、平成20年度以降計画的な償還を図るとともに、新たな起債は必要最小限に抑え、緊急不可欠な事業の実施が生じた場合を除き平成32年度までには、約157億円に低減することとします。

《地方債・債務負担行為残高の推移》



[単位：百万円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
普通会計	15,370	14,821	14,839	14,086	13,419	12,753	12,127
地方債現在高	13,689	13,462	13,763	13,250	12,800	12,315	11,852
債務負担行為額	1,681	1,359	1,076	836	619	438	275
特別会計	20,211	19,160	18,244	17,245	16,005	14,847	13,697
地方債現在高	10,695	10,275	9,990	9,760	9,290	8,901	8,520
債務負担行為額	9,516	8,885	8,254	7,485	6,715	5,946	5,177
合計	35,581	33,981	33,083	31,331	29,424	27,600	25,824
区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
普通会計	11,532	11,248	10,966	10,533	10,129	9,711	9,320
地方債現在高	11,329	11,098	10,854	10,456	10,083	9,688	9,309
債務負担行為額	203	150	112	77	46	23	11
特別会計	12,540	11,532	10,509	9,477	8,427	7,379	6,332
地方債現在高	8,133	7,744	7,340	6,927	6,497	6,068	5,635
債務負担行為額	4,407	3,788	3,169	2,550	1,930	1,311	697
合計	24,072	22,780	21,475	20,010	18,556	17,090	15,652

※ 上記表の金額は、地方債においては元金、債務負担行為においては元利金となっています。

※ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

(3) 「基本計画事業」等の計画的実施

合併協議の中で基本計画事業または構想事業に位置づけされた事業、さらには新規の普通建設事業については、事業費の適正化・平準化の観点から検討を加え、計画的に実施します。

現在予定されている主な事業は、次のとおりです。

《主な事業と内容》

[単位：百万円]

分野	事務事業		実施期間	総事業費 (予定額)
	事業名	事業内容		
農業関係				
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	花実の里「福舞里」プラン実現のため農業振興及び地域の活性化を目指す事業 畑地3団地、基盤整備事業	H18~25	111
	経営体育成基盤整備事業	長屋地区換地 H20：換地登記委託	H16~20	24
道路・橋梁、河川関係				
	市道堀切・赤坂線改良事業	名郷橋架け替え L=498m C=5.5(9.25)m	H17~23	728
	「安達太良ドリームライン」整備事業	幹線道路の整備（大山・松沢線） L=2,570m W=6(10.0)m 改良舗装工事・橋梁整備1箇所	H16~27	614
	橋梁整備事業（菅田橋） （二本松市との共同事業）	菅田橋整備 除石・江口線 L=150m W=6(10.0)m 下部工 橋台2基 橋脚2基 上部工	H14~24	836
	都市再生整備事業 （まちづくり交付金事業）	道路整備・地域生活基盤施設・高次都市施設整備事業	H19~23	1,028
	生活道路整備事業	一般市道の整備 白沢地区 35路線 W=4~5m 本宮地区 随時整備	H17~32	408

分野	事務事業		実施期間	総事業費 (予定額)
	事業名	事業内容		
教育施設関係				
	本宮小学校改築・大規模改造事業	H19：第2校舎耐震補強大規模改造工事 H20：第1校舎解体、改築工事 H21：第3校舎解体、外構工事	H18～22	1,385
	岩根小学校増築・耐震補強事業	岩根小学校の児童数急増に対応するための校舎増築工事 H20：普通教室6クラス増設、駐車場整備 【構造】鉄筋コンクリート造2階建 H21：耐震診断と耐震補強工事	H19～21	297
	公立学校等施設修繕事業	市内の公立学校施設、小・中学校、保育所、幼稚園のうち、建築から年数が多く経過し老朽化が目立つ施設について、安全性を重視しながら計画的に施設の修繕を図る。	H18～32	209
	公立学校施設耐震化事業	市内の公立学校施設で、昭和56年以前に建築された2階建て以上もしくは1棟の面積が200㎡以上のすべての施設について、耐震診断を行い、その結果に基づき耐震化を図る。	H23～30	365
公共施設関係				
	複合施設整備事業	県立本宮診療所廃止に伴う代替施設（複合施設）の建設 【機能構成】健康増進・高齢者多世代交流・子育て支援	H19～21	800
	白沢総合支所建設事業	産業センター跡地を利用した支所建設	H20～21	288
消防施設事業				
	防災行政無線のデジタル化事業	電波法の改正に伴い、現在使用している行政無線がアナログからデジタル化されるための基地局、固定局並びに移動局の更新と現行の2波から1波へ統合する。	H23～28	400
	消防ポンプ車整備事業	消防ポンプ自動車並びに小型ポンプ積載車について、取得後20年経過した車両を更新し有事に備える。	H19～30	203
	消防屯所建設事業	消防ポンプ自動車の更新に伴い、作業エリアの確保と車両サイズに適合した大きさの屯所に建替える。	H23～27	110

4. 財政健全化のための具体的な取り組み内容

本計画を達成するため、具体的目標を定めながら様々な歳入増及び歳出削減対策に取り組めますが、以下の項目については特に重点的に取り組めます。

(1) 歳入の部

① 税収の確保

市税は、市の収入の柱ですが、収納率が低下してきており、自主財源の確保の観点からも収納率の向上が必要となっています。そのため、市では収納率向上のため市税等滞納整理対策推進本部を設置し、市税収入等の確保に努めます。

市税等の収納体制の機能（県との連携、滞納処分）の強化をし、平成20年度においては、平成19年度の決算見込み額に対して目標1,500万円の増収を図ります。

② 遊休市有財産の処分

市が所有する財産のうち、遊休財産（土地・建物）で将来利用計画がないものについては、適正に処分を行います。

また、利用計画があるものについても、計画実施までの間、一時利用や一時貸付などの暫定的な有効活用に努めます。

平成20年度においては、売却目標を3,000万円とします。

③ その他の収入の確保

使用料や手数料などの受益者負担については、経費の節減に努めるとともに、行政サービスの公平性の確保の観点から、受益とコストのバランス、他自治体や民間との均衡なども考慮した適正化を図るため、今後の本市における受益者負担について、そのあり方を示すとともに、使用料や手数料などの見直しを進めます。

また、市税の収納率向上と並行し、公平・公正の原則に照らし、収入増を図ります。

(2) 歳出の部

① 人件費の抑制

職員の給与や各種手当である人件費については、職員数に大きく影響されます。

平成19年4月1日現在の本宮市の普通会計の職員数は250人ですが、平成18年実施の調査（平成18年5月31日現在）による類似団体※1の職員数305人と比

[語句の説明]

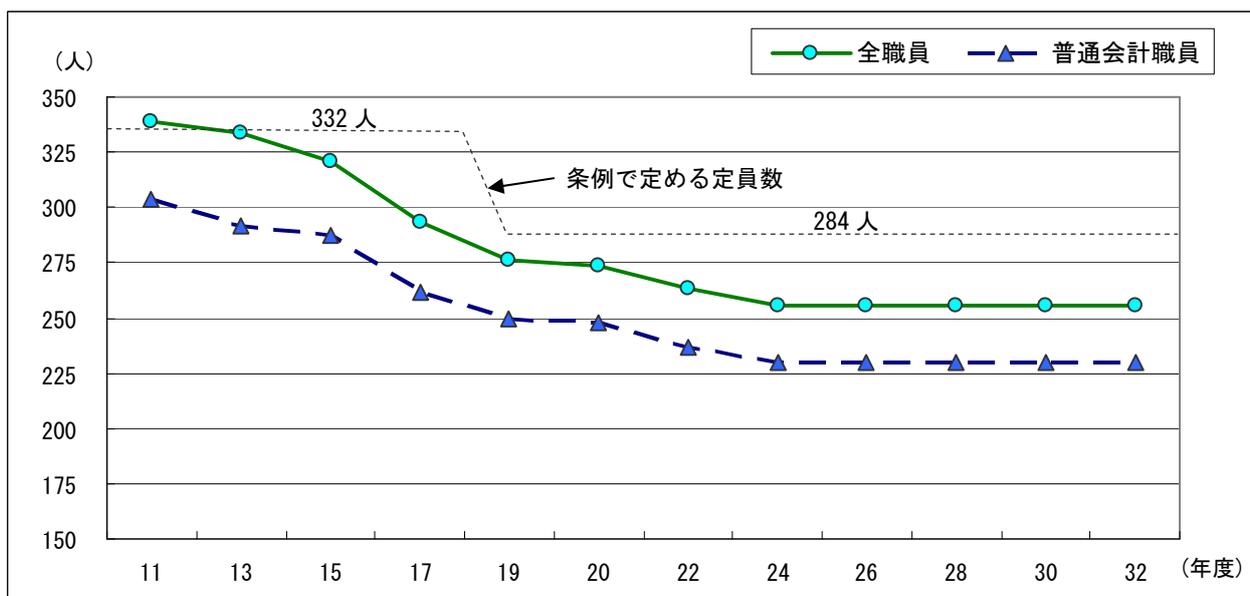
※1 類似団体：人口や産業構造が類似している同規模の自治体。類似団体の指数は、標準的な財政運営を行っている（実質単年度収支において著しく多額の赤字がない、地方債の元利償還金が著しく多額でない）市町村を選定し算出している。

較すると 55 人の減員となっています。

平成 20 年度においては、定員適正化計画を定めて事務・事業の整理、簡素で合理的な組織と職員の適正配置を進め、また、市民及び各種団体との連携、協働の取り組みを図りさらなる職員数の抑制に努めます。

また、給与については、平成 20 年度から 3 年間にわたり、特別職給料及び議員報酬の減額、管理職給料及び手当の減額を実施することにより年額約 2, 800 万円の削減を図ります。

《職員数の推移》



[単位：人]

区分	年度	H11	H13	H15	H17	H19	H20	H22	H24	H26	H28	H30	H32
全職員数		339	334	321	293	276	274	263	256	256	256	256	256
普通会計職員数		304	292	287	262	250	248	237	230	230	230	230	230

② 物件費の削減

施設の維持管理に伴う諸経費や、消耗品費、委託料、備品購入費といった経常的な物件費については、行政サービス水準を維持しながらも、さらなる効率化を図るとともに、事務の進め方についても職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費縮減に努めます。

平成 19 年度は当初予算と比較して、決算では約 2, 500 万円の削減が図れる見込みです。今後も継続してコスト削減を図っていきます。

③ 事業の見直し

基本計画事業または構想事業に位置づけされた事業、さらには新規の普通建設事業については、サービスの低下につながらないように配慮しながら、事業実施の時期や事業内容の見直しを行います。

(3) 特別会計の財政健全化

① 国民健康保険特別会計

医療技術の進歩等により一人当たりの医療費は、年々増加し、高齢化の進行や低所得者の増により、財政状況は非常に厳しい状況になっているため、効果的な国保税の収納率向上の取組を図るとともに、適正受診の勧奨や生活習慣病予防など、保健事業等医療費適正化対策により健全化、安定化に努めていきます。

また、直営診療施設については、在宅患者に対する往診・訪問診療や施設検診等も積極的に行い、医療費の抑制を図ります。

② 後期高齢者医療特別会計

高齢化社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として、老人保健制度に変わり後期高齢者医療制度が創設されました。

高齢者の医療費の抑制は、一般会計・国民健康保険特別会計の負担を減じるとともに、高齢者世代・現役世代の負担軽減にもつながるため、疾病予防等に重点を置いた健康指導を効果的に行い、医療費の伸びの抑制を図るための適切な取組を行います。

③ 介護保険特別会計

合併時の保険料不均一課税は平成20年度までとなり、次期事業計画（平成21～23年度分）策定の中で保険料を統一することとなります。

保険給付費抑制のためには、要支援・介護状態になる高齢者を可能な限り未然に防ぐ各種予防事業の展開が重要となります。加齢に伴う身体機能の低下を抑制することには限界がありますが、保険制度を維持するために各種給付費適正化事業を展開し、特別会計の健全化・安定化を図ります。

④ 公共下水道事業特別会計

本市の下水道事業における*水洗化率は、平成18年度末で78.6%となっています。水洗化率向上のため、普及啓発を行うことにより未接続世帯の加入促進を図り、また、定期的に使用料の適切な見直しを行い、歳入の増加を図ります。

歳出面においては、整備区域の見直しを含め、効率的な整備を行い、安定した事業運営に努めます。

*水洗化率…現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口

⑤ 農業集落排水事業特別会計

本市の農業集落排水事業区域の水洗化率は、平成18年度末において、56.2%となっていますが、接続数が伸び悩んでいるため、水洗化の推進を図り、歳入の増額に努めます。

また、平成7年の供用開始から12年が経過し、施設の老朽化も進行していることから、計画的な施設の維持修繕を行い、維持管理経費の抑制に努めるとともに、

将来的には公共下水道への接続を検討していきます。

⑥ 工業用地造成事業特別会計

現在、賃貸している区画および予約地を除いた未分譲面積は、本宮市工業等団地および本宮北工業団地を合わせて約3万㎡ありますが、早期の企業誘致に努めます。

また、工業用地造成による多額の借入金残高がありますが、一般会計から一定の繰出しを行うことにより、早期の返済に努めます。

⑦ 工業用地資産運用事業特別会計

定期借地権を設定して貸付する工業用地を財産運用して収益を管理するため、平成19年度において新たな特別会計として設置いたします。この会計の収益につきましては、工業用地造成事業特別会計の借入金の返済にあて、早期完済に努めます。

⑧ 住宅団地造成事業特別会計

本市が造成分譲した住宅団地の未分譲区画は、平成20年3月現在で6区画であり、今後は未分譲地の販売促進のためのPR活動を実施し、早期の分譲に努めます。

⑨ 水道事業会計

安心・安全な水道水の安定した供給を図るため、「本宮市水道事業基本計画」を策定します。この計画に基づき、白沢地区への給水、浄水場の改修及び石綿管改良工事を効率的に行い歳出の抑制に努めます。さらに、定期または随時の水質検査を実施し水質管理を徹底します。

また、安定した水道事業経営のため、老朽管の改良等により漏水を防止し、有収率を向上させるとともに、水道料金の適切な見直しや、収納率向上のための未納者対策（給水停止等）を行うことにより収入の確保に努めます。

5. 計画実施による財政の推移

(1) 歳入の推移

歳入の中で市税については微増と見込んでいますが、地方交付税については今後合併による特例算定の終了により段階的に減額が見込まれます。また、建設事業等の抑制を図ることで地方債が減額されます。

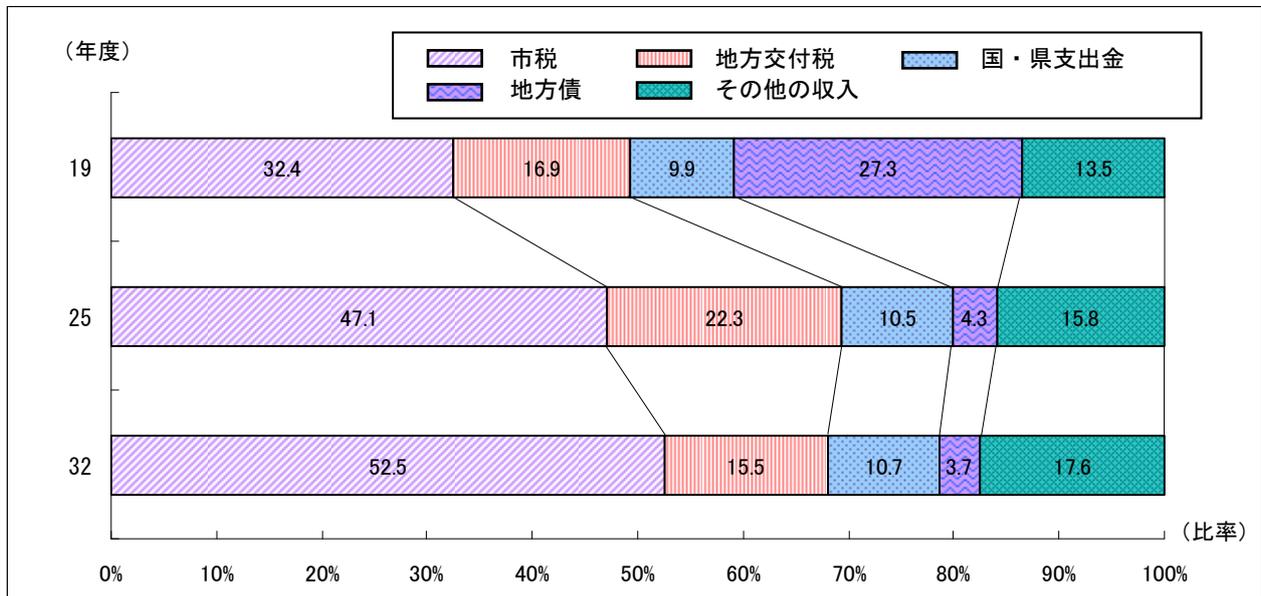
《歳入の推移》

[単位：百万円]

項目		年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
歳入	市税		4,384	4,334	4,361	4,377	4,384	4,392
	地方譲与税		239	237	237	237	237	237
	各種交付金		460	473	473	473	473	473
	地方交付税		2,287	2,390	2,331	2,322	2,238	2,138
	分担金及び負担金		169	172	172	172	172	172
	使用料及び手数料		135	136	136	136	136	136
	国・県支出金		1,333	1,675	1,849	1,573	1,225	1,041
	財産・寄付金・諸収入		209	248	238	238	235	202
	繰入金		422	914	929	489	318	250
	繰越金		200	3	0	0	0	0
	地方債		3,694	1,041	1,289	544	564	416
	計		13,532	11,624	12,014	10,561	9,981	9,457

※ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

《歳入の構成比の推移》



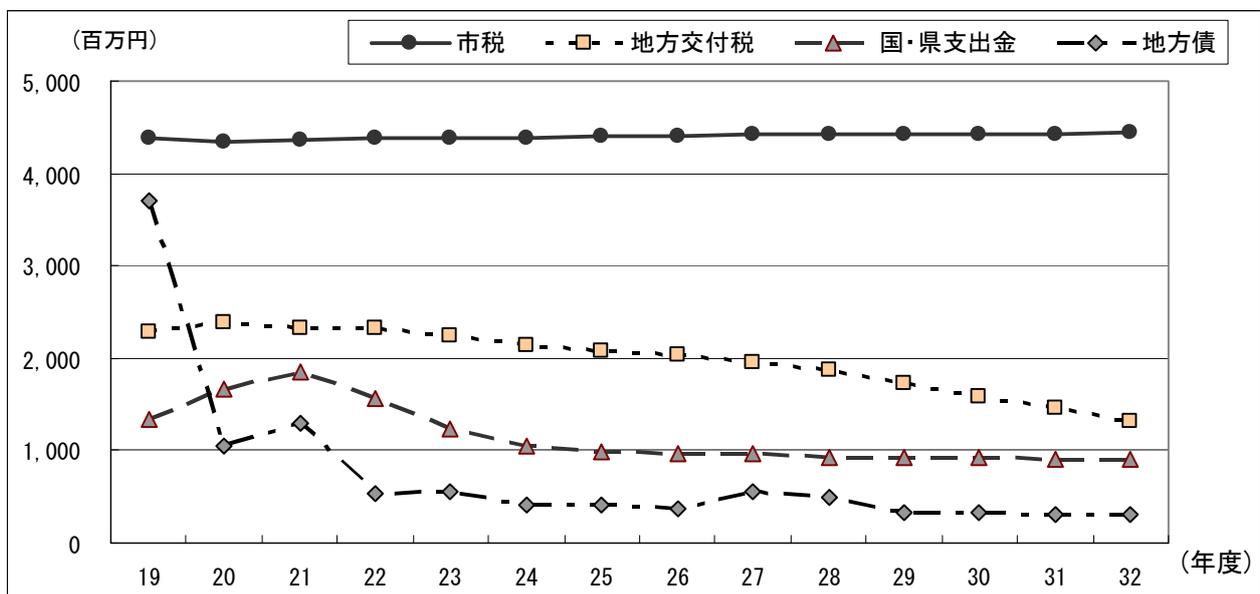
[平成18年度と比較した平成19年度の市税収入増の要因]

平成18年度（P4 参照）と平成19年度の市税収入を比較し、4億3千万円が増収となっている主な要因は、所得税から地方税への税源移譲にかかる税率のフラット化（税率一律6%）による約2億8千万円と、定率減税廃止による約4千万円の増収によるものです。

[単位：百万円]

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
4,400	4,407	4,415	4,420	4,424	4,429	4,433	4,438
237	237	237	237	237	237	237	237
473	473	473	473	473	473	473	473
2,084	2,043	1,958	1,867	1,729	1,585	1,460	1,309
172	172	172	172	172	172	172	172
136	136	136	136	136	136	136	136
980	976	965	926	928	923	903	902
202	194	194	194	194	194	194	194
253	181	148	148	146	146	146	254
0	0	0	11	84	108	86	25
406	366	553	500	324	332	318	315
9,343	9,186	9,251	9,085	8,848	8,735	8,560	8,454

《主な歳入の推移》



(2) 歳出の推移

歳出の中で人件費については、計画的に人員削減を図ることで減額が見込まれます。また、公債費及び投資的経費についても、計画的に事業を実施することで減額が見込まれます。

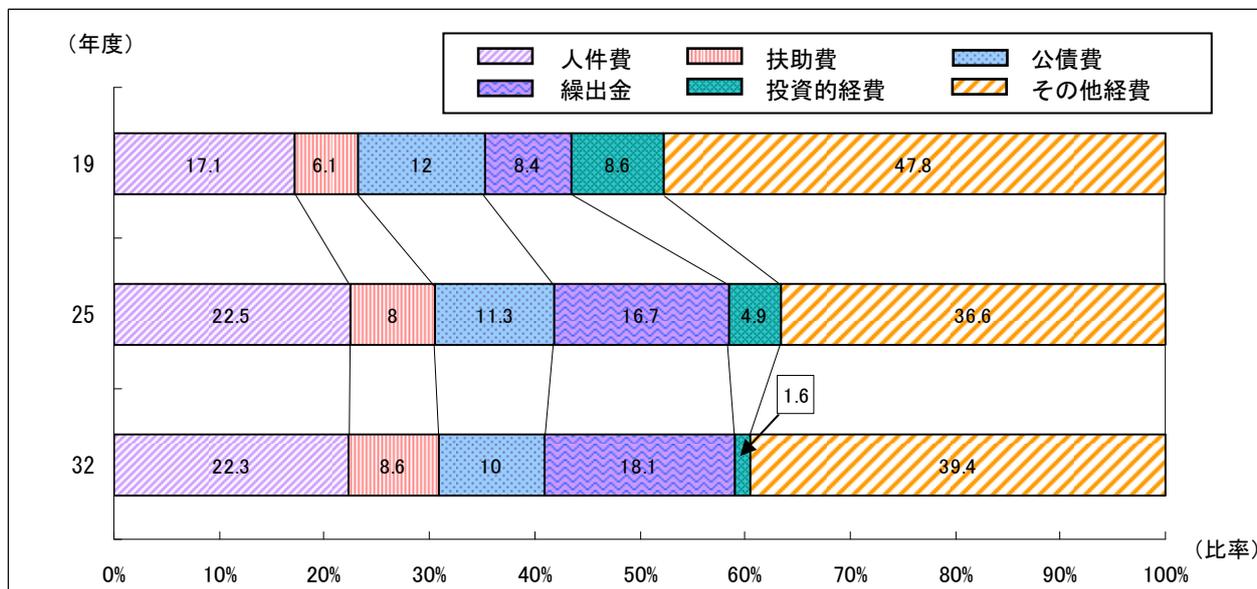
《歳出の推移》

[単位：百万円]

項目		年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
歳出	人件費		2,307	2,304	2,247	2,175	2,150	2,126
	物件費		1,243	1,154	1,152	1,161	1,161	1,161
	維持補修費		36	57	57	57	57	57
	扶助費		831	775	770	764	760	756
	補助費等		1,724	1,969	2,063	2,258	2,100	2,095
	公債費		1,619	1,545	1,208	1,275	1,221	1,099
	積立金		208	282	390	246	0	0
	投資及び出資金・貸付金		3,262	89	87	87	87	87
	繰出金		1,137	1,570	1,528	1,494	1,519	1,532
	投資的経費		1,159	1,880	2,511	1,044	926	544
	計		13,525	11,624	12,014	10,561	9,981	9,457

※ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

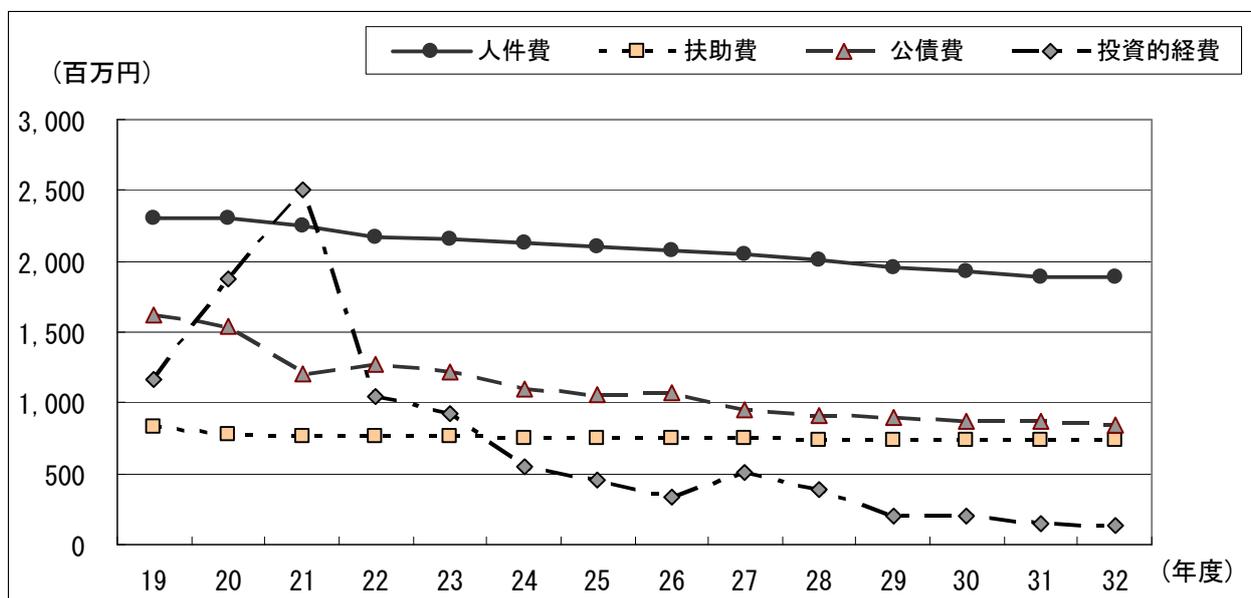
《歳出の構成比の推移》



[単位：百万円]

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
2,106	2,074	2,054	2,014	1,961	1,926	1,893	1,888
1,161	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161
57	57	57	57	57	57	57	57
752	748	744	741	738	736	733	730
2,101	2,104	2,114	2,027	2,014	2,009	2,040	2,022
1,059	1,072	957	915	891	867	868	843
0	0	0	0	0	0	0	0
87	87	87	87	87	87	87	87
1,564	1,552	1,544	1,525	1,521	1,517	1,522	1,527
455	331	511	389	202	203	150	139
9,343	9,186	9,229	8,916	8,632	8,562	8,510	8,454

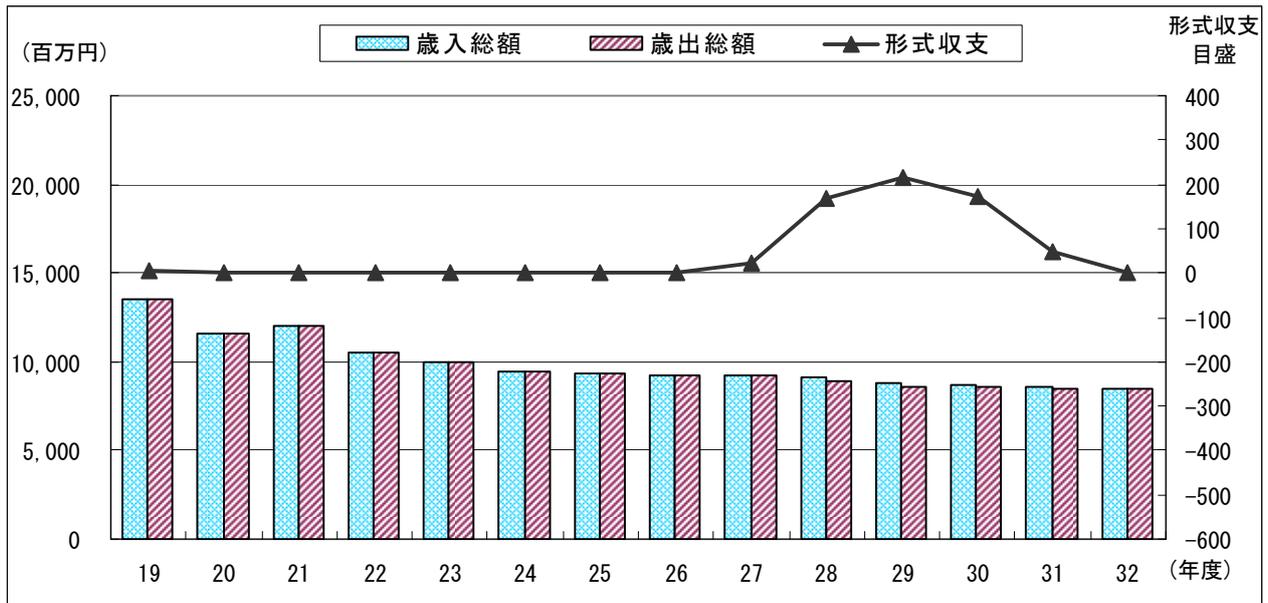
《主な歳出の推移》



(3) 形式収支の推移

人件費や公債費の段階的な減額が見込まれるものの、大型建設事業実施や工業用地造成事業特別会計をはじめとする各特別会計への繰出しによる財政需要が大きいため、平成26年までは財政調整基金を取り崩しての財政運営となることが見込まれ、形式収支※1は0で推移します。平成27年度以降は、各種健全化対策の実施により決算剰余金が生じ、形式収支はプラスになることが見込まれ、財政調整基金への編入(積立)が可能となります。

《形式収支の推移》



[単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳入		13,532	11,624	12,014	10,561	9,981	9,457	9,343
歳出		13,525	11,624	12,014	10,561	9,981	9,457	9,343
形式収支		7	0	0	0	0	0	0
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
歳入		9,186	9,251	9,085	8,848	8,735	8,560	8,454
歳出		9,186	9,229	8,916	8,632	8,562	8,510	8,454
形式収支		0	22	169	216	173	49	0

[語句の説明]

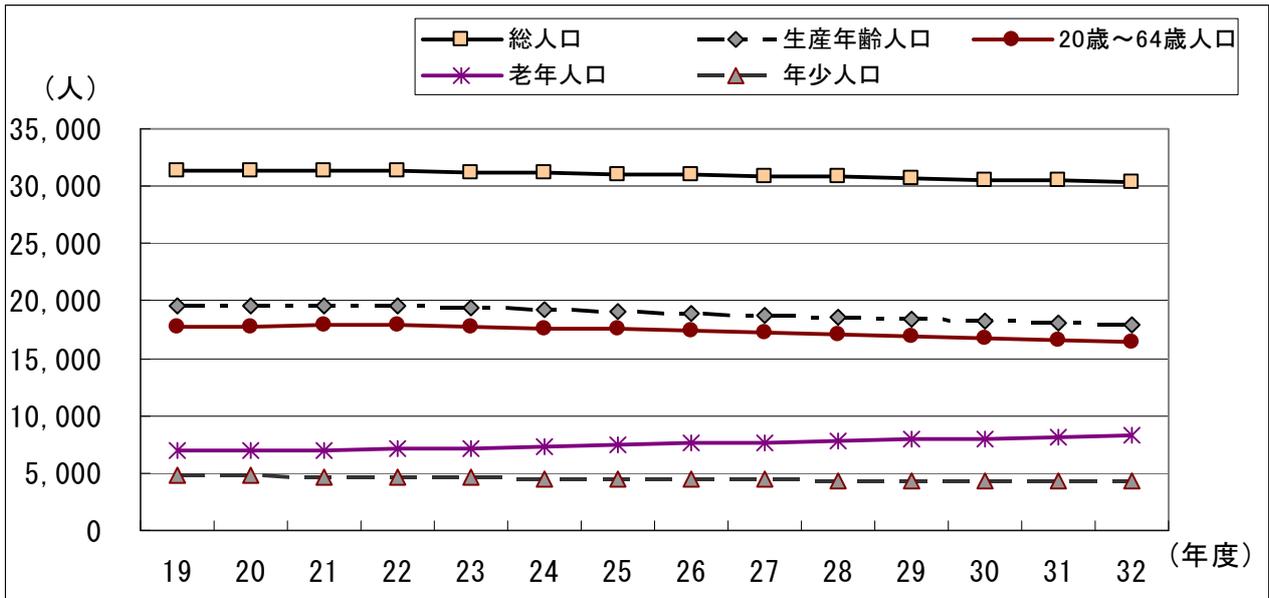
※1 形式収支：決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差引いた額。

(4) 推計の試算条件

健全化計画においては、詳細な計画額を組み入れる際に、その項目によっては推計によらなければ算出できないものもあることから、下記の歳入歳出の項目については、その推計の試算条件を設定して推計しています。

平成19年度は決算見込み額とし、平成20年度は当初予算額を基準としています。また、その際に用いた人口の推計は、次のとおりです。

≪人口の推計≫



[単位: 人]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
総人口		31,331	31,318	31,300	31,283	31,207	31,131	31,058
年少人口		4,791	4,738	4,683	4,629	4,583	4,537	4,491
生産年齢人口		19,605	19,595	19,585	19,574	19,426	19,276	19,129
老年人口		6,935	6,985	7,032	7,080	7,198	7,318	7,438
20~64歳人口		17,790	17,821	17,853	17,884	17,768	17,650	17,535
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
総人口		30,976	30,896	30,786	30,673	30,569	30,455	30,335
年少人口		4,444	4,396	4,364	4,332	4,302	4,270	4,237
生産年齢人口		18,976	18,827	18,630	18,432	18,237	18,039	17,835
老年人口		7,556	7,673	7,792	7,909	8,030	8,146	8,263
20~64歳人口		17,414	17,297	17,116	16,934	16,755	16,573	16,385

※ 人口推計は、平成17年(2005年)国勢調査の確定数値を基準に、コーホート変化率法を用い過去10年間の人口変動から推計しました。

※ 年少人口: 0~14歳の年少人口、生産年齢人口: 15~64歳、老年人口: 65歳以上

・歳入推計の試算条件

項 目		内 容
市税	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の経済成長率を考慮し推計しています。 ・個人市民税には、人口推計による生産年齢人口の推移を反映させて推計しています。
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・土地分は、平成20年度予算を基準としています。 ・家屋および償却資産分は、過去5年間の経済成長率を考慮し推計しています。
	その他の税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度予算を基準としています。
地方交付税	普通交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度の合併算定替えによる算出額を基準に、ルール算定が可能な部分はルール算定とし、それ以外の部分は、毎年1%の減額を見込んでいます。
	特別交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度予算を基準とし、毎年1%の減額を見込んでいます。
地方譲与税 各種交付金 分担金及び負担金 使用料及び手数料 その他の歳入		<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度予算を基準としています。
国・県支出金		<ul style="list-style-type: none"> ・児童保護費負担金は、人口推計による年少人口の推移を反映させて見込んでいます。 ・普通建設事業の計画事業分は、その予定額を見込んでいます。 ・上記以外のものは、平成20年度予算を基準としています。
繰入金		<ul style="list-style-type: none"> ・特定目的基金の繰入金は、これを財源とする事業の実施年度に繰入金として見込んでいます。 ・歳入歳出の収支推計において財源不足となった場合には、財政調整基金の繰入を見込んでいます。
繰越金		<ul style="list-style-type: none"> ・各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっており、その残額を翌年度へ繰越します。
地方債		<ul style="list-style-type: none"> ・通常の地方債は、各年度においての計画事業の起債予定額を見込んでいます。

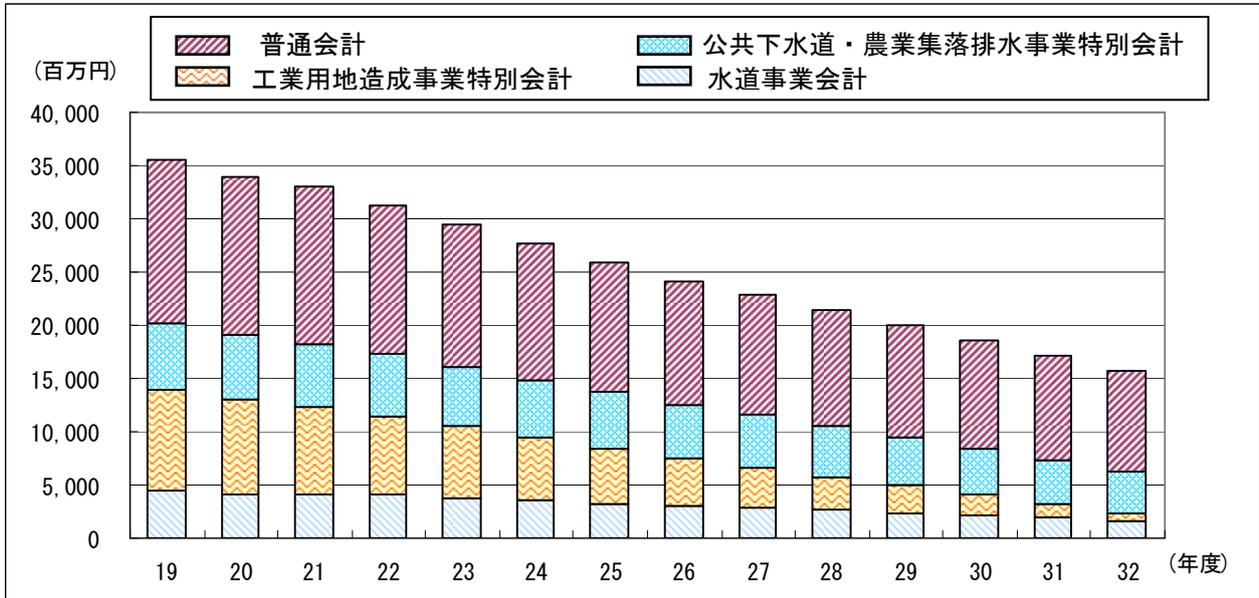
・歳出推計の試算条件

項 目	内 容
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員にかかる分は、人員配置計画により推計するとともに、議員報酬、特別職給料、管理職の給料及び手当は平成 22 年度までの削減額を見込んでいます。 ・その他の委員分は、平成 20 年度予算を基準としています。
物件費 維持補修費 補助費等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度予算を基準とし、平成 21 年度以降に予定される増減額について見込んでいます。
扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・人口推計による年齢 3 区分（年少 0～14 歳、生産 15～64 歳、老年 65 歳以上）別人口の推移を反映し見込んでいます。
公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・既発行分は、各年度の償還予定額を見込んでいます。 ・平成 19 年度以降は、各年度の計画事業の起債分の償還予定額を推計し見込んでいます。
積立金	<ul style="list-style-type: none"> ・計画事業に関する積立金は、その予定額を見込んでいます。 ・財政調整基金は、地方財政法に基づく歳計上剰余金の編入の方法によることとし、歳出の積立金としては見込まないものとします。
繰出金	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計への繰出金は、それぞれの収支計画により推計した額を見込んでいます。
普通建設事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点での計画事業の予定額を見込んでいます。
その他の歳出	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度予算を基準としています。

(5) 地方債（市債）及び債務負担行為残高の推移

本市の借入金については計画的な償還を行っていくことで大きく減少します。特に普通会計及び工業用地造成事業特別会計においては、借入金の早期の低減が図られます。

《地方債・債務負担行為残高の推移》



[単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
普通会計		15,370	14,821	14,839	14,086	13,419	12,753	12,127
公共下水道・農業集落排水事業特別会計		6,306	6,121	5,927	5,739	5,556	5,391	5,230
工業用地造成事業特別会計		9,516	8,885	8,254	7,485	6,715	5,946	5,177
水道事業会計		4,388	4,155	4,063	4,021	3,734	3,510	3,290
合計		35,581	33,981	33,083	31,331	29,424	27,600	25,824
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
普通会計		11,532	11,248	10,966	10,533	10,129	9,711	9,320
公共下水道・農業集落排水事業特別会計		5,064	4,890	4,714	4,537	4,352	4,159	3,969
工業用地造成事業特別会計		4,407	3,788	3,169	2,550	1,930	1,311	697
水道事業会計		3,069	2,854	2,626	2,390	2,145	1,909	1,665
合計		24,072	22,780	21,475	20,010	18,556	17,090	15,652

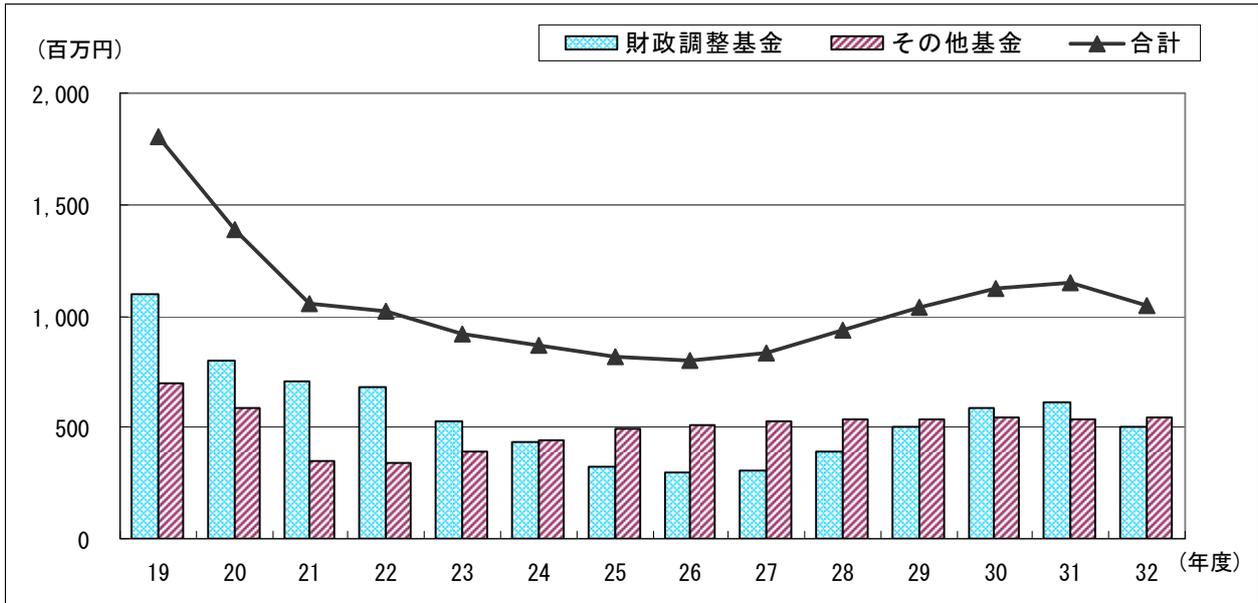
※ 上記表の金額は、地方債においては元金、債務負担行為においては元利金となっています。

※ 表示単位未満の端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

(6) 積立金(基金)残高の推移

平成26年度までは、大型建設事業実施や工業用地造成事業特別会計をはじめとする各特別会計への繰出しによる財政需要が大きいため、財政調整基金を取り崩しての財政運営となることが見込まれます。平成27年度以降は、各種健全化対策の実施により決算上剰余金が生じることが見込まれることから、財政調整基金への編入(積立)が可能となります。

《積立金残高の推移》



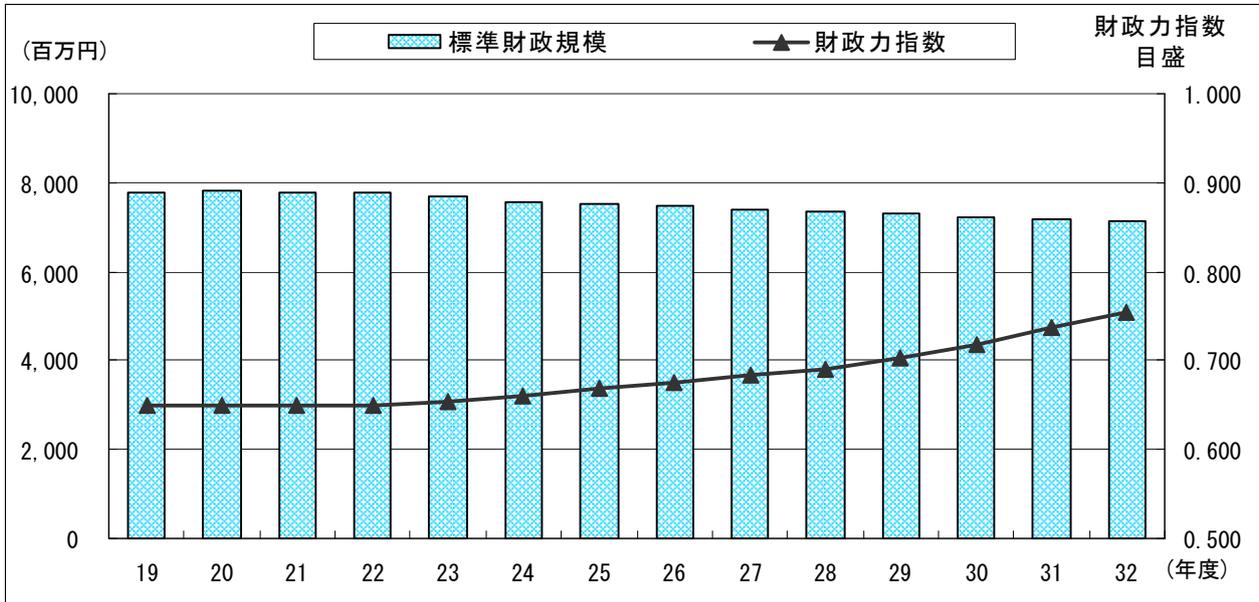
[単位：百万円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
財政調整基金		1,101	799	710	685	528	431	327	296	307	392
その他基金		700	589	348	339	388	439	492	508	524	540
合計		1,801	1,388	1,058	1,024	916	870	819	804	831	932
区分	年度	H29	H30	H31	H32						
財政調整基金		500	586	611	503						
その他基金		540	541	540	541						
合計		1,040	1,127	1,151	1,044						

(7) 標準財政規模と財政力指数の推移

地方交付税の減額に伴い標準財政規模※1も減少が見込まれます。一方、財政力指数※2については、地方交付税が減額することで上昇すると見込まれ、地方交付税に依存する割合が低くなる財政構造に向かいます。

《標準財政規模と財政力指数の推移》



[標準財政規模単位：百万円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
標準財政規模	7,760	7,821	7,780	7,759	7,676	7,577	7,525	7,486	7,401	7,352
財政力指数	0.649	0.649	0.650	0.649	0.654	0.661	0.669	0.676	0.683	0.691
区分 \ 年度	H29	H30	H31	H32						
標準財政規模	7,297	7,237	7,192	7,120						
財政力指数	0.704	0.719	0.737	0.755						

[語句の説明]

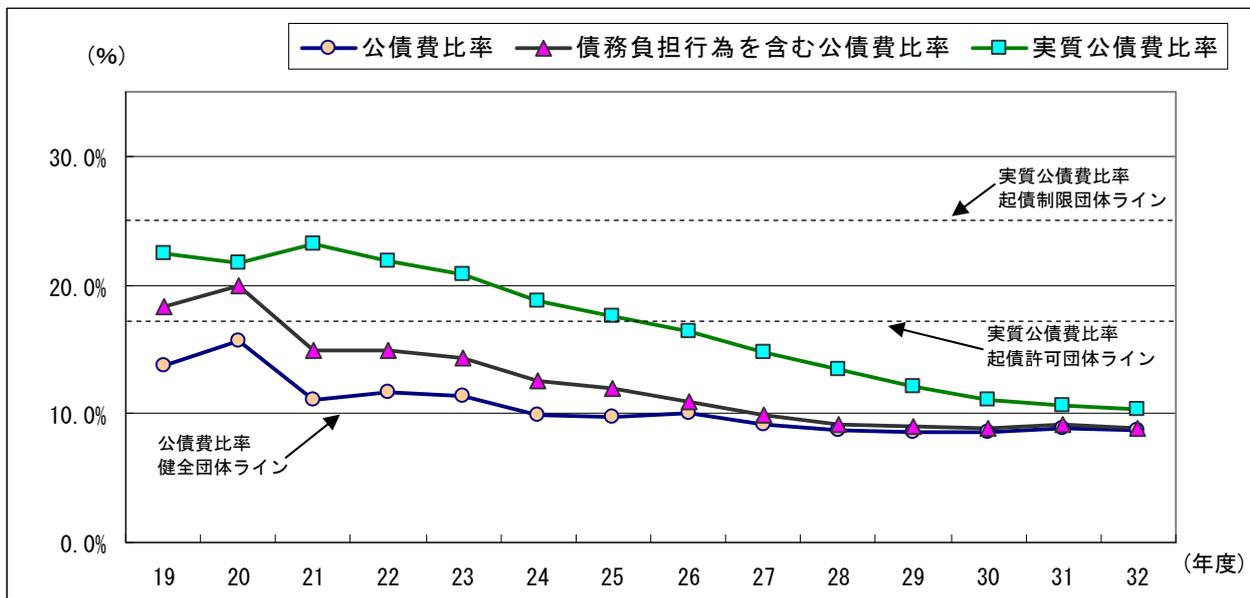
※1 標準財政規模：地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標。

※2 財政力指数：普通交付税の算出の際に計算される指標で「1」に近いほど自主財源が多いといえる。

(8) 公債費比率と実質公債費比率の推移

借入金の計画的な償還を行っていくことで各指標の比率が下がり、財政の健全化に向かいます。

《公債費比率・実質公債費比率の推移》

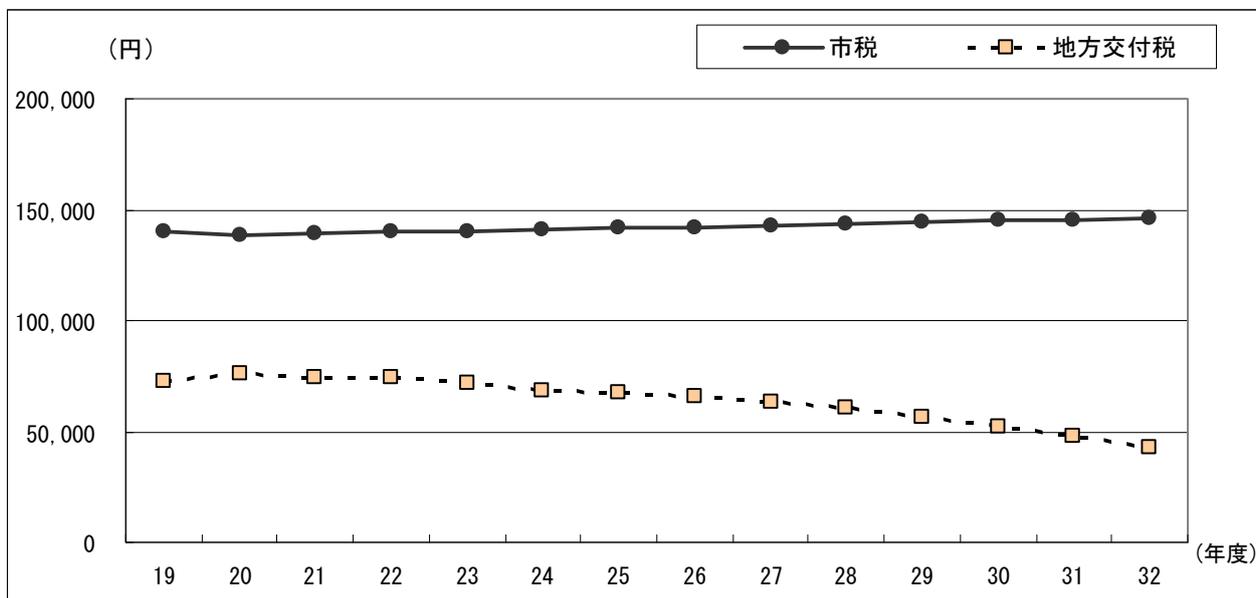


区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公債費比率	13.7%	15.7%	11.1%	11.6%	11.3%	9.9%	9.7%	10.0%	9.1%	8.7%
債務負担行為を含む公債費比率	18.3%	20.0%	14.9%	14.9%	14.3%	12.5%	12.0%	11.0%	9.9%	9.2%
実質公債費比率	22.5%	21.8%	23.1%	21.8%	20.9%	18.7%	17.5%	16.3%	14.8%	13.5%
区分 \ 年度	H29	H30	H31	H32						
公債費比率	8.5%	8.5%	8.8%	8.7%						
債務負担行為を含む公債費比率	9.0%	8.9%	9.1%	8.9%						
実質公債費比率	12.1%	11.1%	10.6%	10.4%						

(9) 市民一人あたりの換算額の推移

健全化計画による推計値と平成18年度に実施した人口推計による総人口を用いて、市民一人あたりの換算額の推移を下記のとおり試算しました。

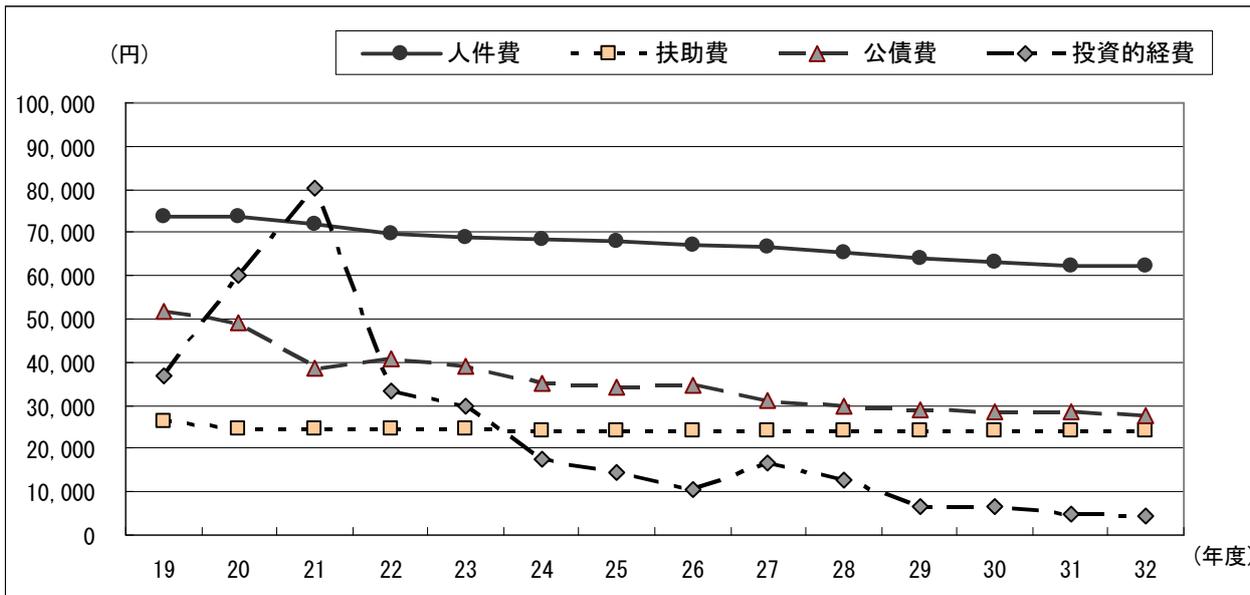
《市民一人あたりの主な歳入の推移》



[単位：円]

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市税		139,928	138,388	139,316	139,914	140,495	141,079	141,664
地方交付税		72,991	76,312	74,464	74,225	71,710	68,681	67,104
区分	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
市税		142,285	142,913	143,563	144,234	144,879	145,575	146,299
地方交付税		65,969	63,361	60,651	56,355	51,859	47,951	43,152

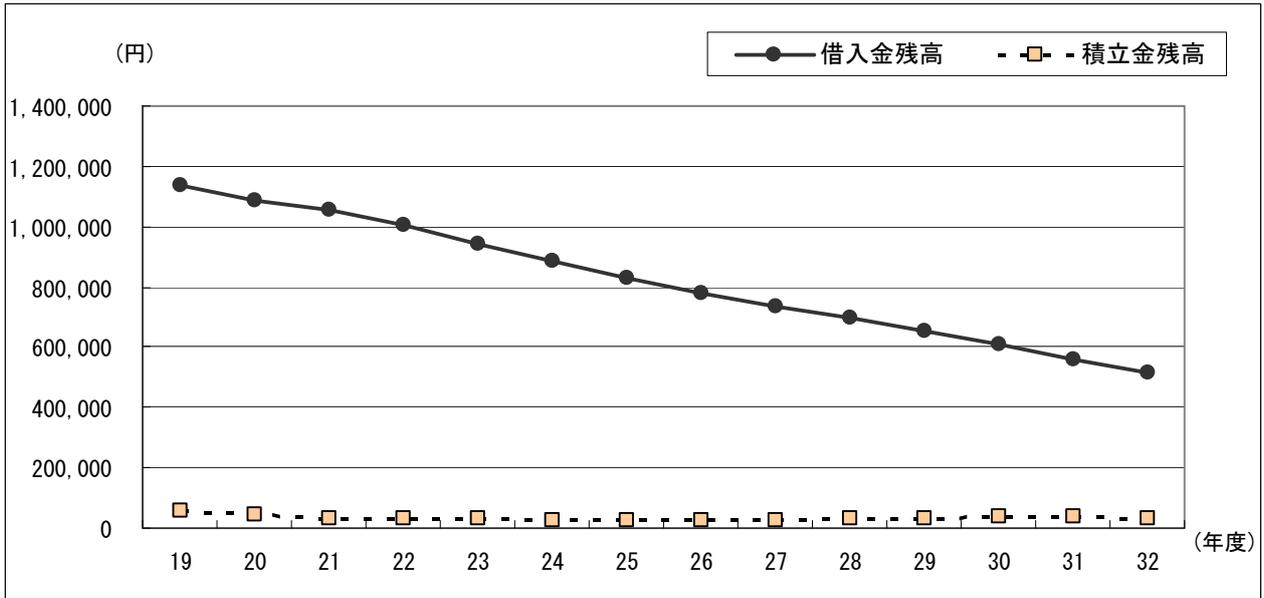
《市民一人あたりの主な歳出の推移》



[単位：円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	73,646	73,572	71,801	69,519	68,886	68,276	67,819
扶助費	26,521	24,735	24,585	24,437	24,367	24,297	24,225
公債費	51,663	49,337	38,596	40,742	39,131	35,295	34,099
投資的経費	36,977	60,033	80,236	33,386	29,659	17,480	14,645
区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人件費	66,969	66,465	65,419	63,928	62,999	62,160	62,230
扶助費	24,155	24,080	24,076	24,073	24,071	24,069	24,067
公債費	34,595	30,960	29,725	29,033	28,354	28,492	27,783
投資的経費	10,687	16,551	12,628	6,598	6,639	4,912	4,595

《市民一人あたりの借入金及び積立金（基金）残高の推移》



[単位：円]

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
借入金残高	1,135,652	1,085,039	1,056,949	1,001,510	942,886	886,597	831,486
積立金（基金）残高	57,476	44,323	33,811	32,720	29,354	27,932	26,382
区分 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
借入金残高	777,109	737,330	697,531	652,331	607,044	561,175	515,977
積立金（基金）残高	25,940	26,899	30,283	33,912	36,851	37,800	34,401

(10) 財政健全化法における4指標の見通し

平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で規定する、「財政再建団体」及び「財政再生団体」を判断する次の指標については、本計画を着実に実行することにより、本宮市はいずれの指標も基準を超えないものと推定されます。

実質赤字比率（要健全化団体：11.25%以上）

毎年度の収入に占める普通会計赤字の割合を示す指標で、本宮市においては平成19年度の決算見込み、さらに平成20年度以降においても赤字にならないと見込まれるため、比率としては算出されません（該当しません）。

連結実質赤字比率（要健全化団体：16.25%以上）

毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合を示す指標で、本宮市においては平成19年度の決算見込み、さらに平成20年度以降においても赤字にならないと見込まれるため、比率としては算出されません（該当しません）。

実質公債費比率（要健全化団体：25%以上 適正值：18%未満）

毎年度の収入などに占める公債費の割合を示す指標で、平成19年度の決算見込みにおいては21.8%であり、財政健全化計画の策定が義務付けられる財政健全化団体には該当しておらず、将来的にも該当しない見込みです。

将来負担比率（要健全化団体：350%以上）

毎年度の収入などに占める自治体が将来負担する可能性のある債務の割合を示す指標であり、現在のところ、詳細な算出方法は示されていませんが、基本的な算出方法で試算した場合は、300%以上とならないものと見込まれます。

【用語一覧】

【あ】	
維持補修費	道路、公共施設などを管理(維持修繕)するために必要な経費。
一般会計	市町村の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計である。本来会計は単一で経理するのが理想的だが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置し、経理を明確にしている。
一般財源	市町村税や地方交付税のように、財源として用途が特定されず、どのような経費にも使用できるものをいう。
【か】	
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いる数値で、各市町村が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を算定したものをいう。
義務的経費	法令やその性質により、支出が義務付けられている人件費、扶助費、公債費。
繰入金・繰出金	一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものである。他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」、その会計から他の会計へ資金を移す場合を「繰出」という。
繰越金	決算上の剰余金で翌年度の歳入に編入された金額をいう。
形式収支	決算において、歳入総額から歳出総額を単純に差引いた額。 【決算収支＝歳入－歳出】
公債費	市町村が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。公債費の償還には地方税や使用料収入等が充当されるが、中には国からの元利補給や地方交付税でその元利金の償還財源が措置される場合もある。
公債費比率	市町村における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充当された一般財源の、標準財政規模に対する割合をいう。
国庫支出金・県支出金	特定の事業等を行うために国や県から交付される補助金、交付金のこという。
【さ】	
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのものである。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上を積み立てるか繰上償還の財源に充てなければならないことになっている。
財政力指数	普通交付税の算出の際に計算される指標で「1」に近いほど自主財源が多いといえる。
債務負担行為	履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつ。また、債務負担行為は、事業、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要がある。
実質赤字比率	毎年度の収入に占める一般会計赤字の割合を示す指標。市町村の場合、財政規模に応じ 11.25～15%であれば早期健全化団体となり、20%以上であれば財政再生団体とされる。
実質収支	歳入歳出差引額から翌年度に繰り越す必要のある財源を控除した純剰余金。 【実質収支＝（歳入－歳出）－翌年度へ繰り越すべき財源】

実質単年度収支	<p>単年度収支（当該年度のみの実質的な収入と支出との差額）に当該年度に措置された黒字要素（財政調整基金積立額、地方債繰上償還額）、赤字要素（財政調整基金取崩額）を加味したもの。</p> <p>【実質単年度収支＝単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額】</p>
実質公債費比率	<p>地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は、地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されることになる。</p> <p>また、新財政健全化法に基づく判断基準指標の一つでもあり、25%以上となると財政健全化団体、35%以上で財政再生団体と位置づけられ、それぞれ財政健全化、財政再生に向けた計画の策定が義務付けられる。</p>
将来負担比率	<p>毎年度の収入などに占める自治体が将来負担する可能性のある債務の割合を示す指標。市町村の場合、350%以上であれば早期健全化団体とされる。</p>
人件費	<p>市町村長や職員の給与、議員の報酬などの経費である。</p>
【た】	
単年度収支	<p>当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、その団体の当該年度のみの実質的な収入と支出の差額（前年度までの収支の累積を考慮しないもの）を表すもの。</p> <p>【単年度収支＝当該年度実質収支－前年度実質収支】</p>
地方交付税	<p>地方交付税には、普通交付税と特別交付税があり、いずれも国税を財源として交付される税金。特別交付税は、その名のとおり災害等特別な事情でかかることになった経費の財源として国から支給されるのに対し、普通交付税は、通常の自治体の運営に必要な経費を、地方税等の収入で賄えないときに国から財源保障のために交付される税金。</p>
地方債	<p>市町村が行う長期の借入金で、政府や公営企業金融公庫、または銀行など民間資金から借入を行い、生活関連施設の整備や都市基盤、教育・文化施設の建設のための財源とされる。</p>
地方譲与税	<p>国税として徴収したものを、国が一定の基準により、市町村に対して譲与するものである。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。</p>
地方税（市町村税）	<p>租税のうち、市町村が課税権の主体であるもので、地方税法の定めるところによって税を課税・徴収することができる。（市町村民税[個人・法人]、固定資産税、たばこ税等）</p>
積立金	<p>計画的に財政を運営するため、または、財源的に余裕がある場合に積み立てるものをいい、積み立てたものは基金として管理される。</p>
投資及び出資金・貸付金	<p>財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費である。</p> <p>このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当する。</p>

投資的経費	道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことである。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されている。
特別会計	一般会計に対するもので、特定の事業を行う場合や、特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計とは区分して経理する場合に設置する会計である。工業用地造成事業特別会計や国民健康保険特別会計、水道事業会計などがこれにあたる。
【は】	
標準財政規模	地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標。 【市町村の場合：標準財政規模＝「基準財政収入額」－「譲与税等」×100/75 ＋「譲与税等」＋「普通交付税」】
扶助費	生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、法令外で支給する給付金などで、性質別分類では義務的経費に属する。
普通会計	一定の基準で会計を区分しなおしたものを普通会計という。自治体によって異なるが主に一般会計が含まれる。
普通建設事業費	道路、橋りょうなどの公共土木施設や、学校、文化施設などの公共施設などの新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいう。また、そのうちで国の補助・負担金を受けて行う事業を補助事業といい、それ以外を単独という。
物件費	市町村の経費のうち、消費的性質をもつ経費のことである。賃金、旅費、交際費、需用費などがこれにあたる。
補助費等	市町村から民間などに対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費である。主なものとして、住民団体等への補助金、講師謝金等の報償費、保険料等の役務費などが該当する。
【ら】	
類似団体	人口や産業構造が類似している同規模の自治体。類似団体の指数は、標準的な財政運営を行っている（実質単年度収支において著しく多額の赤字がない、地方債の元利償還金が著しく多額でない）市町村を選定し算出している。
臨時財政対策債	国が策定する地方財政計画の財源不足に対応するため借り入れできる特別な地方債で、普通交付税の肩代わりとしての性格を持つものである。
連結実質赤字比率	毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合を示す指標。市町村の場合、財政規模に応じ 16.25～20%であれば早期健全化団体、30%以上であれば財政再生団体とされる。